



中津市監査委員告示第 11 号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年度財政援助団体等監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和7年10月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 木ノ下 素 信

財政援助団体監査結果報告書

1. 監査の対象及び監査の期間

監査の対象		監査の期間
中津祇園保存協議会	左記の財政援助団体が令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に本市から交付を受けた補助金に係る出納その他の事務	令和7年8月26日～ 令和7年10月23日
大分県農業協同組合 下郷農業協同組合		
ツールドやばけい実行委員会		
なかつワンチーム		

2. 監査を実施した監査委員

岡 雅 一 ・ 木ノ下 素 信

3. 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象の財政援助団体及び当該補助金を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施した。

4. 監査の着眼点

補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、交付額及びその時期、方法、手続きは適正であるか、財政援助団体への指導監査は適切に行われているか、また、財政援助団体における支出の会計経理は適正か、領収書等の証拠書類の整備は適切か、補助事業が計画的且つ、交付条件に従って実施され、十分な効果が挙げられているか等に重点をおき監査を実施した。

5. 監査の結果

財政的援助に係る出納その他事務の執行について監査した結果は、次のとおりである。

各事業は公益性、公平性、有効性があり事業計画及び補助金交付条件に沿って実施され、公益事業として一定の効果を示し、概ね適正に事業の執行及び事務処理が行われていた。

しかしながら、一部の事務に改善を要する事項が見受けられたので、以下の指摘事項について十分検討し、措置状況の具体的結果を令和7年10月30日（木）までに所管課より文書にて報告されたい。

また、そのほか口頭で指導した事項についても十分検討し、改善に努められたい。

なお、今回の監査は、財政援助団体を対象に行ったものではあるが、所管する担当課の指導体制等に不十分な点が見受けられたので、事務の改善を要望するとともに、あわせて交付団体への指導の強化を図られ、今後の事務処理に万全を期されたい。

【中津祇園保存協議会】

(1)補助金等名 観光イベント支援補助金

(2)所管部局・課 産業経済部 観光課

(3)財政援助の目的

中津市観光イベントとして定める17の補助対象イベントの実施に要する経費を市が補助することにより、観光振興を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 4,447,539 円

II. 事業内容

大分県指定無形民俗文化財「中津祇園」を広くPRすることにより、中津市の観光振興ならびに地域コミュニティの維持と活性化に寄与する。

III. 財政援助額 1,310,000 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

- (1) 領収書、振込受付書の控えの両方が無い支出が多数見受けられる。(8件 1,778,175円分)
請求書だけでは確実な支出の根拠にはならないため、支払先に領収書の発行を求めるか、振込であれば振込受付書の控えを保管するよう会計事務を改められたい。
- (2) 決算報告書に計上されている各科目の金額に誤りや不明な金額が見受けられる。提出書類を作成する時は、記載誤りは無いか、経費の計上漏れは無いか等を確認し正確な収支を報告するよう留意されたい。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- (1) 提出された実績報告書には、支出の証憑書類として請求書の写真が添付されているが、これは確実な支払いを示す書類ではない。
今後は交付要綱第11条にあるように、領収書の写し又は請求書に振込受付書の控えを添付したものを提出するよう団体宛に指導されたい。
- (2) 決算報告書の金額に誤りや不明な支出が多数見受けられる。書類が提出された場合は添付書類に不足はないか、記載事項に誤りはないか確認してから受理するよう注意されたい。
決算報告書等は複数で確認するなどチェック体制を強化されたい。

【大分県農業協同組合、下郷農業協同組合】

(1)補助金等名 農業協同組合営農振興対策事業補助金

(2)所管部局・課 産業経済部 農政課

(3)財政援助の目的

大分県農業協同組合及び下郷農業協同組合が営農振興対策事業に要する経費の補助を行い、地域農業の振興と安定を図ることを目的とする。

(4)事業の概要

I. 事業費 7,790,634 円

II. 事業内容

- ①農作物の販売促進等を行うJAフェアの開催。
生産者へ農作物の品質向上のための水稻等の栽培暦の作成・配布など。
- ②下郷農協の商品や農家を紹介したカレンダー、農作物の栽培管理等情報提供を目的とした下郷農協だよりなどの作成・配布。
生産者と消費者の交流等を行う下郷農協まつりの開催

III. 財政援助額 3,895,317 円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

- (1) 複数の補助金交付団体が存在する場合には、補助対象団体等の財務状況を踏まえ、団体間で公平性が保たれるよう補助金の配分割合について検討されたい。また財務状況に余裕があるなど補助金を縮小しても自立して運営できる場合には補助金の公益上の必要性についても検討をされたい。
- (2) 補助金交付要綱で認められた8項目の幅広い補助対象事業があるにもかかわらず、JAフェアなど一部の事業に補助事業の経費の大半が計上されており、補助金を有効活用しきれていないように思われる。先端技術を活用したスマート農業技術の導入など補助対象事業の拡充と有効活用について補助事業者と検討協議されたい。
- (3) JAフェア模擬店の販売収益など補助事業の実施に伴い直接得られる収益があるにもかかわらず補助対象経費から控除されていなかった。補助金交付要綱に収益相当額を補助対象経費から控除する旨の明文の規定はなくとも収益相当分を補助対象経費から控除しなければ、補助金の交付に公益上の必要性があるとは認められがたい。今後は、収益がわかる書類の提出を求め、これらを対象経費から控除して補助金を算定するよう改められたい。

【ツールドやばけい実行委員会】

(1)補助金等名 中津市中山間地域活性化支援事業補助金

(2)所管部局・課 企画市民環境部 地域振興・広聴課

(3)財政援助の目的

旧下毛地域の様々な主体が、以下に掲げる事業に要する経費を市が補助することにより、旧下毛地域の地域活性化に向けた交流・関係人口の創出を図る。

○交流・関係人口創出支援事業(イベント型)

○交流・関係人口創出スタートアップ支援事業(事業継続型)

(4)事業の概要

ツールドやばけい実行委員会・木崎 徹

事業費 4,324,854円 財政援助額 995,000円

中津市とサイクリングの関わりを深め、観光資源の創出と地域活性化を目的とする。

旧下毛地域を中心とした3つのコースを設定して、参加者にはサイクリングはもちろん、エイドステーション(休憩ポイント)で地域の味覚も楽しんでもらう。

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

① 実績報告書に支出証憑書類として添付されている書類が、請求書のみのもので請求書に誤った領収日を書き加えたものが散見され、支払のチェックが不十分である。

提出された書類が適切であるか確認し、不備がある場合は修正・再提出を指導されたい。

② 支払の際、立替払いを行っているものや、口座出金後現金を長期間保管していたと思われるものが多数見受けられた。

団体の資金と個人の資金を混同することは出来ず、現金での保管は事故につながりかねないため、会計事務を改善するよう指導されたい。

③ 収支決算書に不適切な支出科目が散見された。

中津市会計事務マニュアルの支出事務取扱一覧(別冊1)を参照に、適切な会計事務を行うよう指導されたい。

④ 旅費(費用弁償)の補助対象は総務課人事係発行の旅費の手引に準じる経費とされているが、中津市職員の通勤手当に関する規則をもとに作成していた。旅費の手引に則った算定を行うよう指導されたい。

なお、中津市中山間地域活性化支援事業補助金交付要綱には、補助事業者の旅費を補助対象経費から除くとあることから、実行委員会役員の旅費(費用弁償)は補助対象外とするよう指導されたい。

【なかつワンチーム】

(1)補助金等名 森林づくり活動支援事業補助金

(2)所管部局・課 産業経済部 林業水産課

(3)財政援助の目的

森林の持つ公益的機能の維持・推進を図り緑豊かな森を次世代に繋いで行く為、普及啓発活動を促進していくことを目的とする。

また、木育推進・森林環境教育を行って将来を担う子ども達に木の温もりや温かさを肌で感じてもらうことで、感受性豊かな心を育むことを目指す。

(4)事業の概要

I. 事業費 ①1,144,980円 ②845,430円

II. 事業内容

①令和6年10月19日～20日

第1回中津Woodフェスをイオン三光開催 参加者600名強

②令和7年3月1日～2日

第2回中津woodフェスをイオン三光開催 参加者1300名強

III. 財政援助額 ①763,000円 ②563,000円

(5)監査の結果

I. 団体に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。

II. 所管課に対する事項

(指摘事項)

特に指摘すべき事項はなかった。